

宇部市 D X 推進計画改訂等支援業務委託仕様書

1 委託業務名

宇部市 D X 推進計画改訂等支援業務委託

2 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

3 目的

本市は、令和 5 年度から令和 8 年度を計画期間とする「宇部市 D X 推進計画」（以下「現行計画」）を策定し、デジタル技術も活用した行政サービスの向上や業務効率化に取り組んでいる。

本業務は、現行計画の基本的な方向性を活かしつつ、本業務で実施する評価及び社会経済情勢の変化等に基づき必要な改訂を行う。また、A I 等の革新的技術の活用推進、情報システム投資の最適化、デジタル時代に対応した組織・人材の変革支援など、D X 推進に関する総合的なコンサルティング支援を実施することを目的とする。

4 業務内容

下記業務の実施にあたっては、現行計画のビジョンを基本としつつ、「第五次宇部市総合計画」との整合性を図るとともに、市職員の意見を十分に反映すること。あわせて、国・県の最新動向（自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画等）との整合性を確保すること。

(1) 現行計画の振り返り作業支援

① 現行計画が示す施策の成果の振り返り評価の実施支援

評価については、取組の方向性（目標）ごとに評価を実施し、評価理由等についても確認すること。

② 上記評価による次期計画に向けた課題整理の支援及び次期計画に反映すべき事項の検討を支援すること。

③ 必要に応じて担当課等へヒアリングを実施すること。

(2) 次期計画の策定作業

① 庁内の会議体の運営支援

次期計画の策定に係る庁内で開催する会議（全 3 回程度）に同席し、会議資料の作成及び会議運営に必要な助言等を行うこと。

なお、本会議は、原則として(5)①の D X 推進本部会議と兼ねて開催する（全 3 回程度）。ただし、計画策定の検討状況に応じて、市の判断により別途開催する場合がある。

② 次期計画の策定

① の会議体における検討結果等を踏まえ、現行計画の構成・体系を基本としつつ、次期計画の骨子、次期計画（概要版含む。）の策定を行うこと。計画期間は令和9年度から令和13年度までの5か年を対象とし、策定にあたっては、デジタル改革関連法、自治体DX推進計画などの国や県の動向、他市等の優良事例、本市の実情を十分に踏まえること。

なお、次期計画には以下の内容を含むこと。

ア 取組の方向性（目標及び施策の見直し・追加）

イ 想定される主な取り組み内容（事業内容の更新）

ウ 計画の推進方法、推進体制の見直し

エ 具体的施策の実施スケジュール（ロードマップとなる段階的な工程）

オ アからエを踏まえた本市の将来像（ビジョン）の修正・補強

また、パブリックコメント等を実施する場合、受託者は市の指示に基づき、パブリックコメントの市民からの意見に対する回答案の作成支援を行うこと。

(3) AI等革新的技術の活用推進

① AI活用の戦略

本市における業務上の課題や市民サービス向上を起点とした、AI等革新的技術による解決可能性の調査・分析などを行うこと。

② 活用推進の方策

- 課題解決にAIの活用が有効と判断される場合の活用支援
- AIの適正な利用の推進支援

(4) 情報システム等に係る投資の最適化

① 情報システム等調達時における支援

導入検討段階における各課への助言、情報システム調達審査委員会（2日間で10件程度を想定）における審査員としての審査、導入後における各種助言等を行う。

(5) デジタル時代に対応した組織・人材の変革支援

① DX推進本部会議運営支援

- DX推進本部会議（全3回程度）に同席し、会議資料の作成及び会議運営に必要な助言を行うこと
- 各回の開催時期及び議題については、市と受託者が協議のうえ決定する。なお、次期計画の策定状況に合わせ、計画策定に係る検討を議題に含めることを基本とする。

② DX推進リーダー（15名程度）の活動支援

- DX推進リーダーの育成プログラムの企画・実施
- 各部署におけるDX推進活動の伴走

5 打合せ

本業務の遂行にあたり、本市と対面又はオンラインでの定期的な打合せを月3回程度行うこと。

また、各会議及び打合せ等の議事録の概要を作成し、提出すること。

6 履行場所

本業務における履行場所は、宇部市役所 総務部 デジタル推進課（〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号）又は本市が指定した場所とする。

7 業務の履行条件

本業務は、国や県の動向、自治体の実務や実情を踏まえた上で本市のDXを推進する計画の策定及び本市が必要となる助言等を求める業務であることから、他自治体でのDX・デジタル化に関する計画策定や計画の推進等の実績（再委託による実績を含む。）を有する人材を統括責任者として指定し、配置することを条件とする。

なお、本業務の統括責任者は、本市の手続きに基づき「宇部市CIO補佐官」として任命するものとする。

また、統括責任者以外の業務担当者についても、その専門性や役割に応じて、本市との協議の上で「CIO補佐官」として任命する場合がある。

これに伴い、受託者は、CIO補佐官として任命された者が、DX推進本部会議等へ参画し、CIO（最高情報統括責任者）等に対して直接的な助言や提言を行うことを承諾すること。

※統括責任者の業務実績には、過去に在籍した組織又は現在所属するグループ会社等において受託した実績も含める。

8 守秘義務等について

受託者は委託業務の遂行上知り得た情報を受託業務遂行の目的以外に使用し、又は、第三者に提供してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 成果物

本業務の報告書として以下を作成し、電子データにて提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 現行計画の振り返り評価及び次期計画に向けた課題の整理
- (3) 次期計画
 - ① 概要版
 - ② 全体版
- (4) 各会議の議事録の概要